

商品概要説明書 【かわしんカーボンゼロアシスト定期預金 (ATM 限定)】

2026年4月1日現在

1. 商品名	・かわしんカーボンゼロアシスト定期預金 (ATM 限定)
2. 販売対象	・個人のお客さま ※口座開設済の定期預金通帳をお持ちの方、または総合口座通帳をお持ちの方 ・法人のお客さま ※口座開設済の定期預金通帳をお持ちの法人
3. 期間	・定型方式 1年、3年、5年 ・自動継続型 (元金継続型または元利継続型) のみのお取り扱いとなります。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 取扱時間 (3) 預入金額 (4) 預入単位 (5) 金利種別	・当金庫の ATM をご利用いただき、一括してお預入れいただきます。他金融機関等の ATM ではお預入れできません。 ・現金または他の口座からの振替 (キャッシュカード) によりお預入れいただけます。 ・当金庫 ATM 稼働時間内となります。 ・1万円以上 300万円以下 (ただし、現金扱いの場合は1預入200万円以下、振替扱いの場合は1日の振込・振替限度額の範囲内) ・自動継続後、新たなご資金により最大300万円まで本定期預金の作成が可能です。 ・現金によるお預入れは1千円単位、振替によるお預入れは1円単位となります。 ・個人のお客さまは期間が1年の場合は単利型、3年、5年の場合は複利型となります。 ・法人のお客さまは期間によらず単利型となります。
5. 払戻方法	・当金庫の ATM をご利用いただき、満期日前に解約予約を行うことにより、満期日に元利金を振替指定口座に払戻します。 ・当金庫の ATM をご利用いただき、満期日に元利金を振替指定口座に払戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・固定金利 ・自動継続後の利率は、継続日における店頭表示利率を適用します。 ・個人のお客さまの全期間および法人のお客さまの預入期間1年ものについては、満期日以後に一括して支払います。 ・法人のお客さまの預入期間3年、5年ものについては中間利払日 (預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日) 以後及び満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び中間利払利率 (約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て) により計算します。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算。 (複利型の場合6か月毎の複利計算)。
7. 税金	・個人のお客さまの利息には20.315% (国税15.315%、地方税5%) の税金がかかります。(ただし、マル優をご利用の場合は除きます。) *2013年1月1日から2037年12月31日までの間にお受取りになる利息等には「復興特別所得税 (国税15%×2.1%→0.315%)」が課税されます。 ・法人のお客さまは総合課税となります。
8. 手数料	—————

9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客さま（未成年者は除きます。）は、定期預金を総合口座の担保とすることにより当座貸越をご利用いただけます。 ＊貸越限度額は担保定期預金の合計額の90%、ただし最高限度額は350万円。 ＊貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）は原則ご利用いただけません。ただし、個人のお客さまは、お預入れいただく定期預金口座が最高限度額方式（マル限方式）の場合、限度額の範囲内でマル優扱いの定期預金が作成できます。
10. 期限前解約時の取扱	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として満期日前に解約することはできません。やむを得ない事情で満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた期限前解約利率（詳しくは「自由金利型定期預金（M型）及び変動金利定期預金の期限前解約利率」をご覧ください。）及び預入日から解約日の前日までの日数により計算（複利型の場合は6か月毎の複利計算）した期限前解約利息とともに払戻します。この場合、当金庫 ATM での解約手続きは行えませんので、窓口にお申し付けください。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭表示利率は店頭のマルチメディア情報表示画面または当金庫ホームページの「預金金利」より「円預金金利」をご覧くださいか、窓口へお問い合わせください。
12. 預金保険の適用	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象預金です。1預金者あたり決済用預金以外の対象預金の合計で元本1,000万円までとその利息が保護されます。
13. 苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に営業店またはリスク統括部（午前9時～午後5時、電話番号：0120-119-034）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 東京弁護士会（電話番号：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話番号：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話番号：03-3581-2249）、神奈川県弁護士会（電話番号：045-211-7716）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日（土・日・祝日及び12/31～1/3を除く）に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-3517-5825）、関東地区しんきん相談所（午前9時～午後5時、電話番号：03-5524-5671）にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記リスク統括部もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
14. その他参考となるべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この定期預金は自由金利型定期預金（M型）〔単利型または複利型〕（愛称：スーパー定期・スーパー定期300）の利率を優遇した商品でございます。 ・脱炭素や環境保全への取組みを支援するために、2021年度以降、毎年度末日時点の当該年度における本定期預金契約金額に応じて当金庫が拠出し基金・公的団体へ寄付します。 ・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・視覚障がいをお持ちの方は窓口でお受けしますので、お申し付けください。 ・金融情勢の変化等により、適用金利は予告なく変更することがあります。